

第3章

計画を効果的に推進するための 基盤整備

1. 計画の実効性を高めるための進行管理

計画を真に効果のあるものとするため、担当課のみならず、全職員が男女共同参画の視点を組み入れていく意識を一層高めていくことが必要です。研修を通じて職員における男女共同参画意識の向上を着実にを行うと共に、年次ごとに本計画の進捗状況をチェックし、その際、男女共同参画の視点での報告を徹底します。さらにすべての施策において、できる限りの数値目標設定と、男女共同参画の視点による評価、公表を行い、確実に実行していきます。

2. 大東市男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進

「大東市男女共同参画推進条例」は、市、市民、事業者等、教育関係者等の責務が盛り込まれています。それぞれが責務をふまえ、行動計画の理念と目標を共有し、盛り込まれた各施策について、自身のこととして積極的に取り組んでいくよう啓発を行います。

また、市が実施する男女共同参画推進施策について苦情その他の意見があるときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応します。

3. 庁内における体系的な研修の実施

現在、庁内においては、新規採用職員研修及び役職別研修が行われていますが、すべての職員が研修を受ける機会があるわけではありません。あらゆる部署で、男女共同参画の視点を持って職務を遂行していくことが肝要であることから、職員研修の体系化を図り、男女共同参画をテーマにした研修を組み込んでいきます。

4. 男女共同参画ルームの充実と市民グループの育成

大東市における男女共同参画推進の拠点として平成18（2006）年に男女共同参画ルームを開設しましたが、登録団体は少なく、十分に知られていません。ルームを一層使いやすく充実すると共に、認知度を高めていくための広報を充実します。また、今後とも市民グループの育成を地道に行っていく必要があり、そのため、市民グループのニーズを把握すると共に、男女共同参画について継続的かつ効果的に啓発し、それぞれのグループの連携を促進します。

5. DV防止基本計画の策定に向けての検討

平成19（2007）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」改正により、市町村におけるDVの防止と被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定に係る努力義務が定められました。大東市においてもDVの相談件数が増加傾向にあることから、基本計画を策定することを検討します。